

パーキングメーター適正利用のお願い

平素は、当協議会の諸活動にご協力ご指導賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、警察庁交通局長から別紙のとおり、路上設置のパーキングメーター不正利用防止に関する特別要請文が発せられましたので連絡いたします。

会員各位にあつては、主旨ご理解のうえ、下記の注意事項を厳守した適正な駐車秩序の維持にご尽力いたさたくお願い申し上げます。

なお、別紙「警察庁の要請文」は、所属社員はもとより、協力会社社員にも周知徹底していただけますようお願い申し上げます。

記

1. パーキングメーター不正操作の厳禁

車両の移動を誤認識させる不正操作は、再度お金を投入した利用でも違法行為です。道路標識やパーキングメーター表示の制限時間内（40分、60分など）での利用を厳守して下さい。

2. パーキングメーター等所定の制限時間内移動の厳守

路上のパーキングメーターとパーキングチケットは、短時間駐車の利用に供する道交法第49条の2の措置です。一回の課金で利用できる時間内に車両を移動することがルールになっています。メーターをクリアして再度お金を入れて引き続き利用することは禁じています。

また、センサー感知を外した駐車や枠外の駐車も禁じています。制限時間になったら車両を別の場所に移動する措置を講じて下さい。

3. 適正な駐車秩序の維持

荷さばき駐車施設は、絶対数が不足しています。当協議会では、昨年、荷さばき駐車対策特別委員会を設置し、路上・路外の荷さばき施設拡充について道路管理者・交通管理者と協議を積極的に進めています。また会員各社のご協力を得た共同パトロールを通して荷さばき駐車施設利用の譲り合いやマナー向上の指導を展開しています。

中心市街地における集配効率向上のためにも、是非とも適正な駐車秩序の維持向上に会員各社のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上



東京路線トラック協議会

会長 有富慶二 殿

荷捌きに係るパーキング・メーター等の適正使用について（要請）

拝啓 師走の候、貴会にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴会には、違法駐車抑止対策を始め警察行政各般にわたり多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月に施行されました新たな駐車対策法制は、施行後、約1年半を経過し、大都市地域を始め全国各地で違法駐車の実態が改善され、交通渋滞や駐車車両による交通事故が減少するなど、交通の安全と円滑を確保する上で、大きな成果を挙げております。

トラック運送業界におかれても、新法制に適切に対応するため、自助努力により路外駐車場等の確保など、国民生活に直結する物流の円滑の確保に取り組まれていると承知しております。

しかしながら、過日、東京都新宿区内において大手運送会社運転手によるパーキング・メーターの不正使用事案が発生いたしました。官民を挙げて良好な駐車秩序の確保に向けて取組みを強化している中で、このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、警察庁では、事案が発生している実態を踏まえ、各都道府県警察に対し、同種事案に厳正に対処するよう指示したところであります。

つきましては、貴会におかれては、違法駐車をめぐるこうした諸情勢を御賢察いただき、傘下団体・企業に対し、同種事案の再発防止を始めとした荷捌きに係るパーキング・メーター等の適正使用について御指導いただきますよう、御高配方お願い申し上げます。未筆ながら、貴会の益々の御発展を祈念いたします。

敬具

平成19年12月27日

警察庁交通局長

末井 誠 史

